

〔報告4〕

戦時体制期における近代都市釜山開発の植民地的特性

金 慶 南

(法政大学 サスティナビリティ研究機構 准教授)

目 次

1. はじめに
2. 「朝鮮市街地計画令」と釜山市街地計画実施の背景
3. 釜山市街地計画の決定と要塞地帯との関係
 - 1) 市街地計画区域の決定と「鎮海湾要塞地帯」
 - 2) 市街地計画土地区画整理と緊急整備地区
 - 3) 市街地計画道路網構築の軍事的な性格
4. 1940年日・満・支の「国防国土計画」と朝鮮市街地計画の変化
 - 1) 1940年「国防国土計画」と朝鮮市街地計画令の改定
 - 2) 防空政策の強化と緑地・公園地区の決定
 - 3) 釜山要塞地帯防衛隊と兵站部隊の増強
5. おわりに

1. はじめに

1934年から1945年の日本の敗戦まで、朝鮮總督府は「朝鮮市街地計画令」を実施して既成市街地を拡大し、新しい市街地を形成した。(1945年までに43都市を指定)。1937年以後、日中戦争の開始などにより戦争は長期化していき、日本政府と軍部は日・満・支をブロックとするいわゆる「大東亜共栄圏」を形

成することを企図して、国土計画を立案し、国防と戦争を第一義とする計画を立てた¹。

この際、日本は朝鮮を「兵站基地」として活用しようとした。兵站基地は朝鮮軍の活動のため、兵器はもちろんのこと衣食住まで補わなくてはならない重要な施設であり、軍部の「生命線」である。日本軍は朝鮮を植民地とし、治安を維持して大陸侵略戦争遂行に一定の役割を果たした。1921年に朝鮮軍と名前を変えた日本軍は羅南、京城（龍山）、平壤、大邱などに軍部隊を配置し、また兵站基地も共に設置した²。

1934年以後朝鮮總督府は北部の羅津と南部の釜山を戦略的に開発し始めた。釜山は早くから大陸との関門として重要視されており、輸送基地としての役割を担当した。そして1924年から鎮海湾要塞地帯釜山圏域の中心となった。ところで1940年になると釜山地域には要塞地帯が強化され、兵站基地としての役割が強化された。その理由は何であろうか。日本政府と軍部はなぜ朝鮮を開発したのであろうか³。それは情勢の変化と役割の変化によるものである。このような情勢の変化に従って市街地計画もまたさまざまに変化せざるをえないだろう。平常時の市街地計画は住民の生活を便利にし、豊かな都市生活環境の中で幸せを営むことができるように助けることを目的とするとすれば、戦時体制期

1 大東亜共栄圏については、小林英夫『「大東亜共栄圏」の形成と崩壊』お茶の水書房、2006年。ピーター・ドウス・小林英夫編『帝国という幻想：「大東亜共栄圏」の思想と現実』青木書店、1998年。古屋哲夫編『近代日本のアジア認識』緑蔭書房、1996年。内海愛子・田辺寿夫編著『アジアからみた「大東亜共栄圏」』梨の木舎、1983年。小林英夫『日本軍政下のアジア：「大東亜共栄圏」と軍票』岩波書店、1993年。など参照。国土計画は4章で後述。

2 編纂委員会『朝鮮所在重砲兵連隊史』1999年、p.30。

3 日本帝国時期の工業開発をめぐる近代開発施惠論と収奪論の議論は今も続いている。この議論は1980年代東アジアのNIEs論でもっと活発に議論されたが、韓国で近代開発施惠論は保守派政治の理論的な背景として利用されている。筆者は「近代開発」の議論は工業分野のみならず、都市開発分野こそ、開発の核心要素として本格的に論争が必要な分野であると考えている。現在、韓国の近代都市史研究者は活発に研究している。しかし、近代という側面を強調して、植民地朝鮮の都市開発の特質については見逃している論文が多い。日帝が推進した都市開発の根本的な目的と施行過程の特質を明らかにすることにより、世界戦争期に植民地で行われた近代開発の本質が解ると思う。

の都市計画はその実施形態を変えざるをえないだろう。目前にある生の営みを優先しながら進行するしかないだろうと考えられる。

今まで朝鮮の都市計画に対する研究は孫貞睦の膨大な研究があり、釜山の市街地計画に対する研究は金義煥、橋谷弘、金慶南、ジャンスンハなどの研究がある⁴。朝鮮軍については戸部良一、姜昌一などの研究がある⁵。これらの研究によって釜山市街地計画の目的と施行の主要内容、朝鮮軍の由来と沿革についての概要が明らかにされてきた。

しかしながら、植民地朝鮮の都市計画は日本本国の国家的な政策、すなわち、日・満・支の国土計画とどのような関連をもって推進されたかについてはあまり検討されてこなかった。また、朝鮮の都市計画は満州事変・中日戦争・南洋諸島への進出・対米英戦争準備など日本政府と軍部の勢力圏拡大とどのよ

4 日本強占期植民都市釜山に対する研究は金義煥を嚆矢とし、東亜大校釜山チーム、釜慶歴史研究所チームなどの成果が多数存在している。最近は坂本悠一・木村健二『近代植民地都市釜山』(桜井書店、2007年)。홍순권, 최인택ほか『부산의 도시형성과 일본인들』선인, 2008年。홍순권, 김승ほか『일제강점하 부산의 지역개발과 도시문화』선인, 2009年が出版された。

釜山市街地計画については金義煥『釜山近代都市形成史研究』研文出版社, 1973。孫貞睦『日帝強占期都市計劃研究』一志社, 1994年。김홍관「일제강점기 부산의 도시개발과 그 성전 - 도시계획, 항만개발을 중심으로-」『港都釜山』15号, 釜山廣域市市史編纂委員會, 1998年。장선하「1920~30년대 부산의 공업발전과 도시구조의 변화」『지역과 역사』第6号, 釜慶歴史研究所, 2000年。金慶南『日帝下朝鮮에서의 都市建設과 資本金集團網』釜山大學校博士論文, 2003年。橋谷弘『帝国日本と植民地都市』吉川弘文館, 2004年。金慶南「일제말 전시체제기 부산 시가지계획의 전개와 그 특징」『지역과 역사』第20号, 釜慶歴史研究所, 2007年参照。

また、韓国では最近、都市研究が盛んで、「都市史研究会」も造られた。京城について、염복규「日帝下 京城도시계획의 구상과 시행」(서울대학교, 2007年)の研究があり、港灣都市の群山、木浦などを事例とした研究が多い(이성호「식민지 근대도시의 형성과 공간 문화 - 근산시의 사례」『살.삶.문명 연구장간호』全北大学, 2008年。김영정, 소순열, 이정덕, 이정호『근대항구도시 근산의 형성과 변화』한울아카데미, 2006年。고적규「근대도시 목표의 역사 공간 문화」ソウル大學校出版部, 2004年)。日本では最近、羅津の市街地計画に対する研究が行われている(加藤圭木「植民地期朝鮮における「市街地計画」-咸鏡北道羅津の事例を中心に-」『朝鮮學報』第217輯, 2010年)。

5 戸部良一「朝鮮駐屯日本軍の実像：治安・防衛・帝国」日韓歴史共同研究報告書『日韓歴史共同研究報告書』第3分科篇, 下巻, 2005年。姜昌一「朝鮮侵略と支配の物理的基盤朝鮮軍」宮田節子編・解説『朝鮮軍概要史』不二出版, 1989年。古野直也『朝鮮軍司令部：1904~1945』国書刊行会, 1990年。辛珠柏「1945년도 한반도 남서해안에서의 '본토결전' 준비와 부산-여수의 일본군 시설지 현황」『軍史』第70号, 国防府軍史編纂研究所, 2009年。

うな関連性を持って推進されたかについてはあまり考察されなかった。

このように、釜山の市街地計画についても、1940年以後の変化状況には注目されていなかった。また、大陸兵站基地の実質的な内容と朝鮮軍の再編成についての研究もまだ本格的に行われているとは言えない状況である⁶。朝鮮總督がすべて陸海軍出身であって、軍国主義下の朝鮮において軍に対する研究があまり行われていないのは、軍と総總府において取り扱われる政策それぞれについての関連に対する認識が不足していたためであると思われる。また関連資料が公開されておらず、資料に接することが困難であったためでもある。しかしながら最近では韓国でも日本でも関連資料が公開されつつある状況により、今後は多様な観点から政策との関係性について研究を深化させることができる分野でもあると思われる。

このような問題意識に基づいて、本稿では釜山の市街地計画が日中戦争以後どのように展開され、釜山地域の要塞化と市街地計画はどのような関係性を持ちつつ変化したかを明らかにすることを目的にする。これによって植民地朝鮮の市街地計画が日本の勢力圏拡大および国土計画とどのように関連性を持って行われたかを明らかにすることができる。これは戦時期に推進される都市計画をどのように理解するべきかという問題であり、植民地朝鮮で展開された都市建設の性格を明確にすることを主眼とする。

研究方法は都市史的・地域史的な視角から構造的にアプローチすることを試みる。都市史的視角からみると、一般的に近代都市の開発は資本主義的蓄積の構造を作る最も重要な事業である⁷。都市の基盤の構築、労働力再生産構造の形成などは農村の人口の移動を招来する。また、近代都市の形成によって、社会は資本主義的に再編成される。

6 最近では、1945年の日本の決戦再配置については辛珠柏の研究がある。(前掲注5論文参照)。

7 資本主義生産様式下における都市化についての理論はDavid Harvey、*“Urban Experience”* (Basil Blackwell, 1989) p.p.38~44参照。この理論に基づいた植民地朝鮮の都市化事例については金慶南 前掲 釜山大學校博士論文参照。

しかし植民地の都市開発もまたそのようだったのだろうか。植民地都市開発は一般的な都市開発とは一定の差異があると思われる。開発独占のなか、支配民族の自由な意志参加が不可能な構造の中で政策が推進されるという点、都市開発の目的が住民の福利増進とは距離をもつ点、そして何より支配本国の政策によって変化の可能性が避けられないという特殊性を持っていると考えられる。

付け加えて地域史的な視覚から見ると、地域社会の変化が中央の政策に一方的に従属・推進されるのではなく、中央政策の基本方向に依りながらも地域の特性に従って事業が推進される可能性を念頭に置いてアプローチすることを試みる。帝国と植民地の関係において、植民地は一定の勢力圏内の地域であるといえるだろう。よって本稿では帝国日本と植民地の関係において近代的な開発はどのような植民地的特殊性を帯びて推進されたのかを統一的に把握することを試みたい。

分析に利用した基本的な史料は1936年から1942年まで朝鮮総督府が作成した「釜山都市計画決定」(1934-1942年合冊、國家記録院所蔵)と日本内閣総理府で作成された『御署名原本』、敗戦後日本の防衛庁で作成された軍関連資料(防衛省防衛研究所所蔵)である。また当時日本本国で作成された朝鮮都市計画関係資料と帝国議会資料、東京市政調査会の都市問題関係資料、敗戦後朝鮮軍が天皇に報告した資料である「朝鮮軍概要史」(宮田節子編 国立公文書館所蔵)などを参考にした。

本稿の構成は以下の通りである。まず1934年から進行した「朝鮮市街地計画令」と「釜山都市計画」の実施背景について検討する。ついで「釜山市街地計画」の決定内容と要塞地帯の関連を考察する。さらに太平洋戦争という時勢の変化によって強化された釜山要塞地帯と市街地計画の関係性及び特性を明らかにする。

2. 「朝鮮市街地計画令」と釜山市街地計画実施の背景

朝鮮總督府は1934年6月20日、朝鮮總督府制令第18号「朝鮮市街地計画令」を發布した（1945年までに43都市を指定）。最も緊急に推進された地域は北部の羅津であった。羅津は主要な朝鮮軍要塞地帯の一つで、日本から満州（中国）までの最短ルートとして、日本本土の敦賀港－（海路）－羅津港－（満州国内）図們－吉林－新京をつなぐ重要な路線であった⁸。

他の一つは朝鮮から陸路中国へつながる大陸ルートであった。その関門である釜山についての市街地計画案を樹立し始めたのは1934年頃であった。しかし実質的に施行されたのは「計画令」發布の3年の後の1937年1月9日のことである（官報告示では3月23日）。釜山府では施行令発効後約2年あまりの間、市街地計画委員会と各級機関の照会を経て市街地計画区域及び街路網、土地区画整理決定案を審議・協議して決定された⁹。

釜山の市街地計画が決まった政策的な背景は満州事変・日中戦争など戦線の拡大によって朝鮮が兵站基地大陸ルートの起点としてその重要性が増大したことが挙げられる。すなわち日本－釜山－京釜線－京義線－満州－中国に続く大陸ルートである。当時政策立案者は「大東亜共栄圏ノ擴大ニ伴ヒ北方ノ重要性ガ強調セラル秋、兵站基地トシテ特亦大陸ルートノ起点トシテ釜山港ニ通ジ輸送セラル貨物ハ今後益々増量ノ趨勢ニアリ」と述べている。「大東亜共栄圏」拡大によって兵站基地として大陸ルートの起点としての釜山に注目している¹⁰。兵站基地であるということは軍事的な意味から、釜山は大陸ルートの関門として役割がさらに強化され、同時に鎮海湾要塞地帯（1942年からは名称も釜山要塞地に変化）の中心として変化する契機にもなったのである。

8 鈴木武雄「國土計劃と朝鮮都市」『都市問題』、第32巻第1号、1941、p.245。また前掲加藤論文。

9 この日の決定は、1936年2月14日朝鮮總督府令第8号による釜山府の管轄区域一円で決まったものに従うというものである（朝鮮總督府『釜山都市計劃決定』1934～42年、p.p.194-197）。

10 前掲『釜山都市計劃決定』p.854。

このような日本帝国主義の大陸侵略拡大とともに朝鮮兵站基地開発の必要性は急激に高まった。これによって釜山の市街地計画が成立したが、当時釜山府内の状況もまた市街地計画が必要な状況であった。1870年日本専管居留地から形成されてきた釜山では、急速な人口増加、住宅不足、市街地統制不能問題、衛生・防疫、道路狭小問題などの都市問題が山積していたのである。

具体的な例を挙げれば、毎年人口が増加し、釜山府郊外に居住者人口が分散するという状態が続いており、住宅建築道路を体系的に統制することができなかった。釜山の人口増加は日本からの移住、朝鮮の農村からの移住、自然出生だけではなく、行政区域の編入によっても増えた¹¹。1876年の日本人専管居留地に居住する日本人は100余名であったが次第に増えて市街地計画実施直前には17万名を越している¹²。1934年当時の人口密度は〈表-2〉の通り居住可能面積対比人口密度が指数100を基準にすると98という、ほぼ飽和状態を示している（〈表-1〉参照）。

〈表-1〉釜山府内人口密度（1934年現在）

区 分	面 積	人 口	1人あたり面積	1㎡あたり人口
総面積	35,402,000	163,814	216	4.6
居住可能面積	16,107,000	163,814	98	10.2

出典：朝鮮総督府「釜山市街地計劃決定理由書（1937.1.19提出、議第1号）」前掲『釜山都市計劃決定』p.429.

これによって釜山府では住宅難が生じ、住宅は無分別に建てられたため一部では悲惨な住生活が強いられた。

このように釜山は当時政策立案者たちにいわゆる「大東亜共栄圏」の兵站基地として、特に大陸ルートの起点、国際交通の要衝地としてその重要性が認識されていた。なぜならそれにより、帝国日本は日本と朝鮮半島、満州と中国を

11 釜山府『釜山府社会施設概要』1927年, p.10.

12 朝鮮総督府「釜山市街地計劃決定理由書（1937.1.19提出議第1号）」前掲『釜山都市計劃決定』, p.426.

結ぶ物資輸送のシステム形成を市街地計画を通じて実現しようとしたからである。その初関門が釜山であった。釜山には釜山港と釜山駅、工場地区を連結する港湾鉄道道路などの交通網整備が喫緊の課題となった。

3. 釜山市街地計画の決定と軍事要塞地帯との関係

1) 市街地計画の区域決定と「鎮海湾要塞地帯」

釜山府の市街地計画区域の決定は1937年3月23日であった。次は市街地計画区域の面積および計画人口を表したものである¹³。

〈表－2〉市街地計画区域内面積及び計画人口

区 分	旧釜山府内(名)	旧釜山府外(名)	計画区域内面積(m ²)
現在人口	163,814	15,408	179,222
計画人口			400,000
総 面 積	35,402,000	48,754,300	84,156,300
居住可能面積	16,107,000	23,833,000	39,940,000
計画人口1人当たり面積			210
計画人口1人当たり面積	居住可能面積について		100

出典：朝鮮總督府告示第188号「釜山市街地計劃区域、同街路及び同土地區劃整理」『朝鮮總督府官報』1937年。

釜山府内の1934年現在人口は163,814名であって、編入した地域を含む計画区内人口は179,222名である。市街地計画は1965年の予想人口40万人を基準で計画された。市街地計画区域の具体的な面積は次の表の通りである。

13 この計画案が施行される前、1936年11月23日に慶尚南道知事は朝鮮總督に「釜山市街地計劃区域、同街路網及び土地區劃整理施行地區決定に関する件」（土第1、804号）として報告を行ったことがある。土木科からはこの内容をほとんどそのまま南次郎總督に報告し、決裁を受けた（前掲『釜山都市計劃決定』p.400）。

〈表－3〉釜山市街地計画区域面積表

府面名	里名	総面積(m ²)	居住可能面積(m ²)	比較
釜山府旧府内		35,402,000	16,107,000	全部
	計	35,402,000	16,107,000	全部
釜山府旧西面	伽倻里	3,102,841	1,030,000	全部
	開琴里	3,271,237	1,087,000	全部
	堂甘里	3,806,378	2,013,000	全部
	釜岩里	2,496,593	1,098,000	全部
	草邑里	5,812,162	952,000	全部
	蓮池里	952,958	858,000	全部
	凡田里	732,396	693,000	全部
	釜田里	945,123	925,000	全部
	楊亭里	2,000,428	1,406,000	全部
	田浦里	3,056,725	1,648,000	全部
	門峴里	2,193,817	1,190,000	全部
	牛岩里	931,338	515,000	全部
	戩蠻里	1,454,280	827,000	全部
	竜湖里	5,390,972	2,260,000	全部
	竜塘里	2,621,949	1,511,000	全部
	大淵里	7,423,103	4,650,000	全部
	計	46,192,300	22,663,000	
釜山府沙下面	岩南里	2,562,000	1,170,000	全部
	計	2,562,000	1,170,000	
合計		84,156,300	39,940,000	全部
				全部
				全部

出典：前掲『釜山都市計画決定』p.424～425。

備考：①計画区域面積は縮尺1万分の1地図を使用し、プランメーターで測定。

②居住可能面積は海面および居住不可能土地を除外。

③備考欄に全部とあるものは現在行政区役全部を編入したものを意味する。

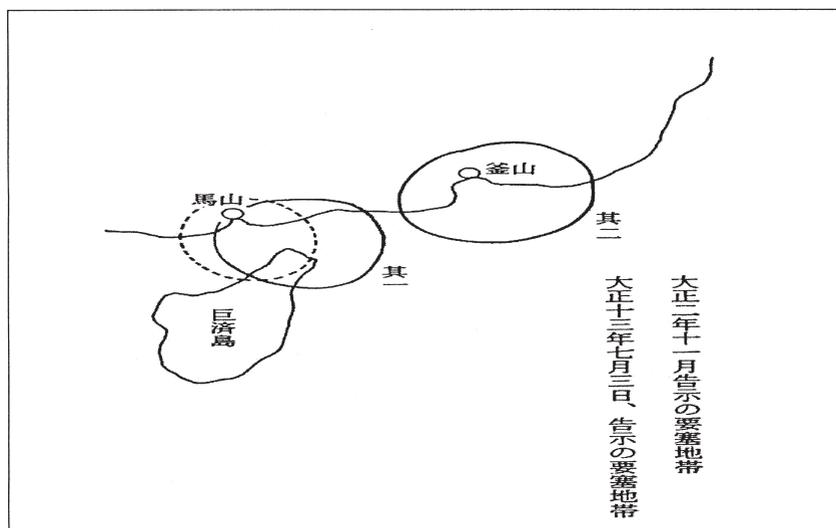
④瀛仙町は旧釜山内に含む。

上で見たように、市街地計画区域には当時釜山府全体が決定され、特に旧西面と旧沙下面一帯および東萊地区と金海地区の一部が編入された。市街地計画区域面積は総84,156,000m²、居住可能面積39,940,000m²となった。これは伝統

都市である東萊と金海を日本人によって作られた都市である釜山府へ完全に再編成する意図で造られたものである。

ところで、注目されるのは鎮海湾要塞地帯の釜山圏域と釜山市街地計画区域がほとんど一致している点である。次の〈図-1〉を見てみよう。1924年5月15日、「要塞地帯設置ノ件」において鎮海湾要塞地区は第1馬山圏域、第2釜山圏域として設置区域が変更されている¹⁴。

〈図-1〉 鎮海湾要塞地帯設置区域変更



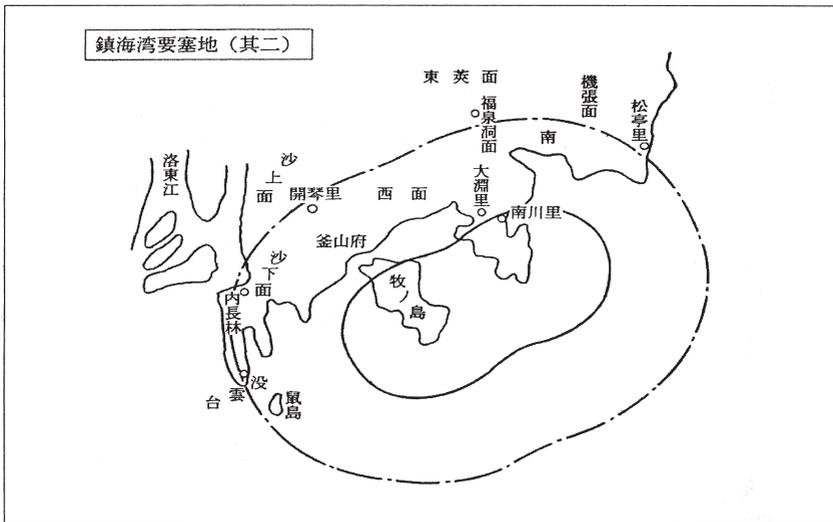
出典：前掲『朝鮮所在重砲兵連隊史』 p.85.

上の〈図-1〉で見たように、鎮海湾要塞地帯は、一つは馬山と巨濟島を中心とする圏域で、他の一つは釜山を中心にする圏域であった。鎮海湾要塞地帯

14 編纂委員会『朝鮮所在重砲兵連隊史』、1999 朝鮮の日本軍は韓国駐劄隊、韓国駐劄隊、朝鮮軍、第17方面軍と名称を変更した(同、p.27)。馬山重砲兵連隊は朝鮮半島の玄関口にあたる要衝に位置し、当初は鎮海湾の海軍連合艦隊集結地の防衛を重視した。後に重点は釜山地区となり朝鮮海峡要塞系の北端の重要な役割を果たし、長射程の海軍砲を装備し対馬要塞と連携して火力回廊を構成し、船舶の安全運航に努力した。1942年に馬山から釜山に移駐した。名前も釜山要塞司令部に変わった(同、p.2)。

は日露戦争時に鎮海湾防衛を目的として馬山に設置されたが、次第に釜山が中心地域となっていった。次は鎮海湾要塞地帯釜山圏域をより詳細に表している地図である。

〈図-2〉 鎮海湾要塞地 (其2) 釜山圏域



出典：前掲『朝鮮所在重砲兵連隊史』 p.85.

上の〈図-2〉を見ると、鎮海湾要塞地釜山圏域は南の牧ノ島、没雲臺、北は開琴、福泉洞面、東は海雲臺、松亭里、西に沙上面を含んでいる。よって釜山の市街地計画区域決定は鎮海湾要塞地帯と密接な関連を持って指定されたということが、ここから解る。

2) 市街地計画土地区画整理と緊急整備地区

釜山府市街地計画土地区画整理は1937年5月1日から施行された。整理区域

は数度にわたり指定された。最初は市街地計画区域一帯に総面積6,214,000㎡(1,879.735坪)が指定された¹⁵。

土地区画整理区域を決めた理由を当時の決定理由書で確認すると次の通りである。「釜山府は内鮮聯絡の要衝地として軍事・經濟・交通面で枢要の地位を占めていて、大陸發展の基地としてさらにその重要性が高まってきている。急速な府勢の伸張によって人口が明らかに増加したため部内の住宅問題は深刻で、保安衛生問題も憂慮される事態にある。これに對処して、住宅地の開発その他工場敷地を形成のために土地区劃整理をする、これは緊要不可欠な事業に属する」¹⁶。このように土地区画整理を行う目的は住宅難を解消するための宅地開発と工場敷地を作り上げるためであった。第1次土地区画整理地区は瀛仙町(419,640㎡)、凡一町(1,473,513㎡)、釜田里(1,939,948㎡)一帯の総3,833,101㎡に決定された¹⁷。

總督府は土地区画整理をする際、民間組合による施行は事実上遮断した。府の公式的な理由は土地の付加価値が高まると土地所有者らが土地の資金化によって利益を受けられるようになるためであるとした。しかし、より究極的な理由として土地所有者らが組合を結成して施行する場合には整理区域を總督府の思惑通りに企画することが難しく、土地価格があまりにも上昇すれば国家で必要な施設の建設の実行や目的達成をしにくくなるからである¹⁸。これは軍部統治下、市街地計画の国家主導的な性格を表しており、日本本土においては、民間地主組合を中心に進行したこととは全く異なる性格を持つ。

一方、1938年4月6日總督府は土地区画整理地区約7,850,000㎡の追加を決めた¹⁹。その理由は第1次土地区画整理区域から除外された旧西面北部及び西部地区の鉄道改良計画が確定されたためである。既に計画された街路の一部を變

15 告示案(朝鮮總督府告示188号)『釜山都市計劃決定』p.328.

16 『釜山都市計劃決定』pp.138~139.

17 『釜山都市計劃決定』p.137.

18 『釜山都市計劃決定』p.143.

19 『朝鮮總督府官報』1938年告示第308号.

更して、街路35線を追加し、土地区画整理地区約7,850,000㎡をも追加することである。また郊外の未建設地2,560,000㎡を計画地区に追加で指定した²⁰ (1945年までに総11,683,101㎡を指定)。

この時期土地区画整理地区と関連がある軍部隊は釜山要塞地帯の兵站部隊と重砲兵聯隊、海軍守備隊などであった。特に瀛仙町(牧ノ島地区)とは密接な関連を持っている。従来釜山には南濱町・緑町・牧ノ島に馬病院と訓練場と宿営場があった。既存の馬繋場は南濱、緑町及び第2棧橋だったが、南濱、緑町の土地は朝鮮都市経営株式会社と釜山築港合資会社に売却されたため、徐々に使用することができなくなり絶影島山麓の府有地、牧ノ島府有地1万1千坪及び釜山鎮埋築株式会社埋立地14万坪の中に使用可能地として7万坪を充当することになった²¹。また凡一地区には要塞地帯重砲兵聯隊があつて釜田地区には各種兵站部隊がいて、絶影島には海軍守備隊及び陸軍高射砲兵隊が設置された²²。

このように、土地区画整理が都心ではなくて周辺部で進行することによって、ここに住んでいる多くの不良住宅地区朝鮮人は居住地を移さなければならなかった。事例では凡一142戸、福泉里546戸、瀛仙町427戸が移転しなければならなかった。この民家移転問題は当時重大問題として認識され、釜山府の住宅難もあり、この地域内の住民は非常に困窮することになった²³。

以上、詳細に確認してきたように釜山の土地区画整理地区は絶影島の瀛仙町地域と西面、釜田里、牛岩里などが指定された。土地区画整理地区は工業地区と住宅地区を造成するためであり、同時に要塞本部を始めとするそれぞれの部隊を緊急に支援する為のインフラ構築の一環であったと理解することができる。このような政策によって不良住宅地区の多数の朝鮮人民家が深刻な住宅難に陥ることになった。宅地開発に伴う貧民の居住地移転の現状は世界的にも

20 前掲『釜山都市計画決定』p.213.

21 陸軍省「鮮内輸送部隊鉄道輸送間における兵站並給養業務詳報の件(2)」『陸支密大日記第22号』1940年、p.58. この文書はもとも釜山兵站支部で作成したものである。

22 本稿第4章第3節参照。

23 『東亞日報』1939年3月31日。

よく知られている都市問題の一つである。しかし、植民地釜山開発の特徴は、その移転貧民のほとんどが朝鮮人である点にある。朝鮮人は都市貧民という相対的剥奪感を感じていて、その上さらに民族的な差別を強いられる構造に巻き込まれた。釜山における市街地開発それ自体は近代的なものだが、民族的な差別構造を持つという植民地的な特徴を示している。まさにこの点が植民地開発の大きな特徴なのである。

3) 市街地計画道路網構築の軍事的性格

1937年1月9日釜山市街地計画道路網が決定された²⁴。それは朝鮮総督府告示第188号として発効した。まず釜山市街地計画街路幅の種類・路線数及び延長された長さは〈表-4〉の通りである。

〈表-4〉釜山市街地計画道路網計画の内容

等級・種類	幅基準(m)	路線数	実際幅(m)	延長(m)	備 考
大路 第1類	幅34m以上	2	35	4,920	
大路 第2類	幅28m以上	3	30, 28	6,240	30m延長4,800m 28m延長1,440m
大路 第3類	幅24m以上	14	25	16,080	
中路 第1類	幅20m以上	14	20	9,280	
中路 第2類	幅15m以上	16	15	14,440	
中路 第3類	幅12m以上	20	12	20,520	
小路	幅12m未満				
計				71,480	

出典：前掲『釜山都市計画決定』p.182.

〈表-4〉から確認できるように、市街地計画は街路幅を大路3種類中路3種類小路1種類と規定した。最大幅は34m、最小幅は12m未満と規定されてい

24 前掲『釜山都市計画決定』p.182.

〈図-3〉に見られるように、市街地計画地区の街路網事業は釜山駅と釜山港を中心にして南方には瀛仙町を結んで、北方では凡一町、釜田里地区を連結する大事業であった。特に図の右側の大淵里まで道路網を連結することは注目される。それは赤崎地区の工場地球と軍需倉庫を連結するためだからである。

市街地道路網計画で最も大きく集中的に計画されて施行された所は旧居留地中心地の大庁町から凡一町・戡蠻里を連結する道路で、南面に松島方面、北面では東萊、東面には海雲臺と連結される道路であった。大廳町4丁目から草梁駅を経て佐川町に至る道路と草梁町から凡一町に至る道路は幅が34メートルと当時としてはかなり広い道路であった。延長決定された道路はすべて釜山要塞地帯の範囲と一致していることが判る。

釜山府の市街地計画において特に道路網は急速に整備された。主に経済と国防の面で重要な道路に規定されており、軍需物資を調達するために最も緊急に整備されなければならない道路であったからである。いちばん重要な工事は子城臺付近、朝鮮紡織会社付近、松島付近の道路工事であった。

子城臺付近の道路は子城臺－海雲臺間を連結して、釜山鎮工業地区と赤崎地域の軍需物資倉庫とを連結した。朝鮮紡織会社付近の道路整備は子城臺付近の道路を再び東萊方面で連結するためであった。この東萊道路の周辺には各種部隊が配置されており「時局を勘案して国防上極めて必要な当府市街地計画事業」の一環として展開され、1938年度から3ヶ年の継続事業として実施された²⁵。松島道路は「松島に軍の防空施設があって国防上の要衝地帯であって、釜山府の防衛上にも重要な位置」にあるために整備された²⁶。瀛仙町に続く牧島道路も軍事的な目的のため、釜山府尹の発議によって進行した。財源は受益者負担、国庫及び都鄙補助金の起債で充当した²⁷。

要するに市街地計画街路網計画は釜山港と釜山駅を起点に南方には瀛仙町及

25 前掲『釜山都市計画決定』p.p.1275～1276。

26 釜山府地方課，地第715号「市街地計画事業道路改修工事費起債ノ件」1938年6月20日，p.p.753～777。

27 前掲『釜山都市計画決定』p.p.1277～1278（府會會議録抄1939年3月18日）。

び松島、北方では西面及び釜山鎮地区、東側には海雲臺及び平海地区を円滑に連結するためであった。最も推進が急がれたのは海雲臺道路・東萊道路・松島道路・瀛仙町牧ノ島の道路網であった。これら道路の特徴はその計画が軍需及び産業関連物資輸送と密接に関連しているということである。

4. 1940年日満支の「国防国土計画」と朝鮮市街地計画の変化

1) 1940年「国防国土計画」と朝鮮市街地計画の改定

① 日本本土の「国防国土計画」政策樹立

日中戦争以後、中国大陸はもちろん、南洋にまで日本は勢力圏を拡張させた。また対米開戦を準備するなど情勢が明らかに変化した。日本政府と軍部は日・満・支（朝鮮・台湾植民地を含む）を通じた国防国家体制の強化を図ることを目標としていた。いわゆる「大東亜共栄圏」を作ろうとしてその具体的な案として「国防国土計画」を立てたのである²⁸。

すでに1930年代末から軍部と政府諸機関は国家総動員法を朝鮮及び台湾・樺太に施行して²⁹、工場立地政策を再検討し始めていた³⁰。当時、公式的な国土計画の名称は「国防国土計画」であった。担当機関は国策統合機関の企劃院³¹

28 内閣、「国土計画設定二関スル件」、1940年9月24日。日本の国土計画については次を参照。飯沼一省「都市計画法の話」都市研究会、1933年。石川栄耀『都市計画と国土計画』工業図書株式会社、1941年。石川栄耀『日本国土計画論』八元社、1941年。金谷重義・平實『地方計画の基本問題—特に近畿地方計画を中心として』有斐閣、1941年。石川栄耀『皇國都市の建設』常磐書房、1942年。渡辺俊一『「都市計画」の誕生—国際比較からみた日本』柏書房、1993年。沼尻晃伸『工場立地と都市計画—日本都市形成の特質—1905～1954』東京大学出版会、2002年。

29 内閣「國家総動員法ヲ朝鮮、台湾及樺太ニ施行スルノ件」『御署名原本』（勅令316号、1938年5月5日）。

30 日本の企劃院は1938年設置され、國家総動員法を朝鮮・台湾及び樺太に施行した。1939年内閣官房総務課で「国土計画の設定に関する一考察」が作成された。（内閣官房総務課「国土計画の設定に関する一考察」1939年7月18日）（国立公文書館所蔵）。

31 企劃院は1937年7月の日中戦争を契機に、國家総動員計画の樹立、総合国力の拡充運用などの戦時統制と重要国策審査、予算統制などを担当するため、同年10月1日の閣議で国策統合機関として設置された。10月25日勅令605号で企劃院官制が交付・施行された（秦郁彦『戦前期日本官僚制の制度・組織・人事』東京大学出版会、1981年、p.673）。

(国土計画法起草)を中心に、内務省(地方計画法起草)、鐵道省(交通調整法)、通信省(交通及び電力計画)、商工省(地方工業化委員会の計画)などである。

日本本国の国土計画は企画院を中心に国防国家体制の完成を目標として基本国策要綱を樹立した。この極秘文書は企画院が1940年7月25日に起案し、8月2日に各省に通牒された³²。基本国策要綱に示している国土計画の背景は次の通りである。

「世界は今や歴史的に一大転機に際會し数個の國家群の生成發展を基調とする新なる政治經濟文化の創成を見んとし、皇國亦有史以来の大試練に直面す、この秋に當り真に肇國の大精神に基く皇國の國是を完遂せんとせば右世界史的發展の必然的動向を把握して庶政百般に亘り速に根本的刷新を加へ万難を排して国防國家体制の完成に邁進することを以て刻下喫緊の要務とす、依つて基本國策の大綱を策定すること」

要するに、世界が一大転機を迎え、いくつの國家群に分けられる体制となりつつあるため、皇國の國是「八紘ヲ一字トスル肇國ノ大精神」を根本方針として、「大東亞ノ新秩序建設」を国防及び外交の根幹とするということである。

また内閣では1941年10月23日、適正な国土計画設定と円滑な運用の為に内閣総理大臣の諮問機關として官民の専門家で構成された「国土計画審議會」を設置した³³。

しかし日本本土の国土計画はあまり体系的には推進されなかった。これについて当時国土計画の専門家であった石川榮耀(東京帝國大學教授)は「日本と

32 内閣「基本國策要綱及之ニ基ク具體問題處理要綱」(閣甲240号)1940年8月2日(国立公文書館所蔵)。この起案文は8月2日閣議・決定され、内閣官房長官の名義で、第1案は各省の大臣に、第2案、法制局長官、企劃院総裁、臺灣事務局総裁、内閣情報部長、興亜院総裁に通牒された。この案を企劃院の起案文を元にして内閣は同9月24日「国土計画設定要綱」を発表した(内閣「国土計画設定二閣スル件」1940年9月24日)。

33 内閣「国土計画審議會設置二閣スル件」、公文雜纂・昭和十六年・第二卷・内閣二、1941年10月23日。

植民地の国土計画は全土計画を総合して全体制が完備することである」と規定し、「既に公式に国土計画の準備に入った満洲國と有機的な連携を模索しながら、支那、満洲、日本の綜合国土計画が必要となるのである」と力説していた。一方、日本の国土計画推進に対しては「遺憾な状態」であるとし、「我國の国土計画は一日の遷延を許さないのである」とその緊急性を主張している。加えて日本の植民地である台湾、朝鮮、関東州などのそれぞれ内部の全土計画については「植民地の特性として行政部門にセクションなく、民治に対する統制力も強きに拘らずまだ表面化してないが、やがて急速に具現化すべき事云ふを待たない」と述べている³⁴。

結局、企劃院による国土計画構想は四大工業地域に対する工場立地の規制が暫定的に実施されたとはしても工場の配置計画にリンクする具体的な交通計画などは立案されず、1943年の計画も産業と人口の大まかな配置を決めたに過ぎなかった。日本中央政府（内務省計画局、企劃院）自らが統一された国土計画に基づく工場立地統制政策を実施することは困難で、1942年に閣議決まった「暫定措置」に留まるものであった。企劃院は1943年1月15日に廃止され、軍需省がその業務を代替することになった。

では植民地ではどうだったのであろうか。特に、すでに大陸兵站基地として市街地計画が推進されていた朝鮮にはどんな措置が取られ、どんな事業が推進されたのだろうか。

34 石川は当時の国土計画を「興亜綜合国土計画」と命名し、「日本国土計画（本國全土計画、各植民地全土計画）」「満洲国土計画（綜合立地計画として計画）」「支那国土計画」に分類している（石川、前掲『日本国土計画論』p.492）。日本本国の国土計画論は当時さまざまな研究者と研究会が参加して議論していた。国土計画論については次を参照。石川栄耀（当時、東京帝國大學教授）、奥井復太郎（当時、慶応義塾大學教授）の国土計画論・現代大都市論、商工省の吉田秀夫の国土計画論、企画院調査官の美濃口時次郎の人的資源論、古屋芳雄医学博士、小野武夫農學博士、人口問題研究所調査官など。研究会・関連機関は東京市政調査会、農村工業協会、日本學術振興会、土木學會などである。当時『科學主義工業』という雑誌は企画院研究員の意見を発表する場となっており、1937年から1945年まで刊行された。国家に対する批判的な言論が許されなかった時代状況の下にあったとはいえ、雑誌は国内問題に対する合理化を追求し国家政策に無批判的、でアジア侵略を積極的に擁護したと批判を受けている。

② 「朝鮮市街地計画令」の改正

朝鮮では30年代から中国大陸に進出する為の「大陸兵站基地」に規定され、市街地計画が推進されていた。40年代から戦争の拡大と情勢の変化は朝鮮の市街地計画にも大きな影響を及ぼした。その具体的な変化は「市街地計画令」の改定として現れた。

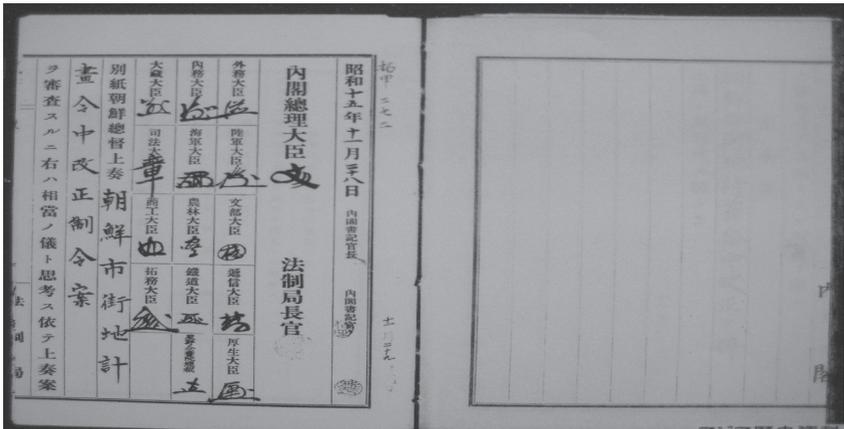
1940年7月26日に南次郎總督は「市街地計画改定諸令案」を日本の内閣に提出し³⁵、同11月29日に改正された。朝鮮市街地計画令のうち改定諸令案は1940年11月28日に内閣書記官長、内閣書記官、法制局長官の起案で内閣総理大臣近衛文磨の上奏で天皇の裁可を受けた。外務・陸軍・文部・逓信・厚生・内務・海軍・農林・鐵道・大藏・司法大臣の決裁ラインをも経ている。

つまり企劃院において[基本國策要綱]により、日・滿・支を包括する国防国土計画方針が決められた同じ時期に、朝鮮市街地計画の改定作業が朝鮮總督南次郎の要請下に日本本国で推進されたのである³⁶。これは日本の国土計画が推進される時期にすでに朝鮮では市街地計画が推進されており、国土計画が日本では暫定措置に止められたが、植民地朝鮮では具体的に国土計画の一環として市街地計画改定業務が急いで推進されていたということを示している。

35 内閣、拓甲272号「朝鮮市街地計画令中改正制令案」1940年11月28日（国立公文書館所蔵）。

36 同じ件で、これより4月前である1940年7月23日、朝鮮總督の南次郎は内閣総理の裁可を受けている（内秘第61号）。（公文類聚第64編、昭和15年、第116巻、地理 土地 森林 都市計画 警察）昭和15年11月29日（拓甲 272号）。

〈写真－1〉 朝鮮市街地計劃令中改正制令案 (原本・国立公文書館所蔵)



重要改訂ポイントは「防空」としての軍事的側面のさらなる強化であった。改正案の主要内容は次の〈資料－1〉通りである。

〈資料－1〉

制令
朝鮮市街地計劃令中左ノ通改正ス
第1条中「保安、」ノ下ニ「防空、」ヲ加フ
第2条 市街地計劃区域及市街地計劃ハ其ノ區域ニ関係アル府會、邑會又ハ面協議會及朝鮮市街地計劃委員會ノ意見ヲ聞キ朝鮮總督之ヲ決定ス
朝鮮總督天災事變其ノ他特に急施ヲ要スト認ムル場合ニ於テハ前項ノ規定ニ拘ラズ直ニ市街地計劃区域又ハ市街地計劃ヲ決定スルコトヲ得市街地計劃區域又ハ市街地計劃ノ變更ニシテ輕易ナルモノニ付亦同ジ
朝鮮總督前二項ノ決定ヲタメシタルトキハ市街地計劃區域及市街地計劃ノ要領ヲ告示ス
第6条二左ノ3項ヲ加フ
市街地計劃事業ノ為土地ノ一部ヲ收容又ハ使用スルニ困リテ残地ヲ生ジ其ノ残地ヲ一宅地トシテ利用スルコト能ハザルトキ其ノ他市街地計劃上著シキ支障アリト認ムルトキハ其ノ全部ヲ收容又ハ使用スルコト得

改定の主要内容はまず「防空」を追加したことである。二番目に、市街地計画を起案する際には、従来府邑面會の意見を経て立案するようになっていたが、「緊急を要する場合」には總督が職権として施行することができるように変更したこと、三番目に土地収容が必要な場合には一部または全部を受容することができるように改定したこと、四番目には防衛の為に区域を設定することができるように改定した点が上げられる。

またこの政策をさらに効果的に推進するために、1941年「朝鮮総督府市街地計画委員会官制」を改定して、「市街地建築物ニ關スル緊急防空政策案」(勅令第49号)を樹立して防空対策を強化した。主要地域は防空要地である京城、慶南、咸南、咸北であって、防空道路、特殊区域草屋根変更、防火室の設置、主要建築物の偽装、避難民収容所などの建設準備、倒壊建築物などの整理処理対策、所要技術員の動員などについて規定した。

防空建築規制適用都市は1940年3月1日現在、計10地域(京城、仁川、釜山、平壤、新義州、咸興、元山、興南、清津、羅津)で、新適用予定地は8ヶ所(群山、木浦、麗水、大邱、鎮海、海州、鎮南浦、城津)である。

以上のように、日本の国土計画は本土では暫定措置に止まったものであったが、植民地朝鮮では国防国土計画の方針によって市街地計画が防空と保安を中心に改正された。次はそれに従って釜山にはどのような措置が取られたかを詳細に検討したい。

2) 防空政策の強化と緑地・公園地区の決定

防空に対する政策の強化によって改正された制令案によって、釜山府では釜山市街地計画事業実施計画認可、凡一地区計画整理事業変更、市街地計画横変更、住宅地経営地区、緑地・風致地区が決められた。当時釜山に実施された市街地計画施行件数は次の〈表－5〉の通りである。

(表－5) 釜山市街地計画施行件数 (1940～45年)

連番	告示名	号数	施行年月日
1	釜山市街地計画街路事業実施計画認可	4163	1940年12月6日
2	釜山市街地計画街路中變更	4270	1941年4月19日
3	釜山市街地計画事業受益者負擔金條例中改正ノ件認可		1941年10月31日
4	釜山市街地計画事業凡一町土地区画整理實施計画變更	4387	1941年9月5日
5	釜山市街地計画街路一部變更	4593	1942年5月23日
6	釜山市街地計画街路事業實施計画	4610	1942年6月12日
7	釜山市街地計画一団の住宅地經營地区決定		1943年1月9日
8	釜山市街地計画事業受益者負擔金條例中改正ノ件認可	4835	1943年3月17日
9	釜山市街地計画土地区画整理施行命令	4922	1943年6月30日
10	釜山市街地計画一団の住宅地經營地区決定	4936	1943年7月16日
11	釜山市街地計画事業土地区画整理工事ノ竣功期限延期	4945	1943年7月27日
12	釜山市街地計画公園並びに緑地地区、風致地区の決定	4945	1944年1月8日
13	釜山市街地計畫街路事業ノ實施計画認可	5106	1944年2月14日
14	釜山市街地計画事業工事竣功期限延長	5138	1944年3月23日
15	釜山市街地計画建築面積、敷地面積の決定	5286	1944年9月15日
16	釜山市街地計画事業工事竣工期限延期	5439	1945年3月26日

出典：『朝鮮總督府官報』各年度版。

主要内容は次のようなものである。1942年に中心地から外郭である大新町－瀛州町の間には防空道路を作り、1942年10月には東萊郡の一部を釜山府に編入した。1943年には蓮池里・釜田里・凡田里・戡蠻里などについて土地区画整理を施行した。これと共に、釜山市内と新市街地を連結する鉄道と釜山と日本を結ぶ各種航路整備が続いた。先に市内と新市街地を連結する鉄道として赤崎線が、1941年11月には市街地区画整理地区である釜田地区と兵站倉庫がある赤崎埠頭間の貨物線が開通した。1944年には總督府鐵道加耶線、釜田線、門峴線が開通した。また1944年5月には釜山臨港鐵道である釜山鎮と戡蠻里間の鐵道を国有化した³⁷。釜山と日本を結ぶ路線としては1943年7月釜「山と博多間の鐵道連絡航路が開設された。また1945年7月に洛東江鉄橋を除いた京釜本線の複線化が竣工した³⁸。

37 鐵道については鄭在貞 “일제침략과 한국철도－1892～1945” ソウル大學校出版部、1999年、三橋広夫訳 『帝國日本の植民地支配と韓国鐵道－1892～1945』（明石書店、2008年）、坂本悠一・木村健二前掲書を参照。なお坂本は鐵道の軍事的な性格に注目し、新しい視点から植民地都市の物資輸送と鐵道關係の植民地的な特殊性を明らかにした。

38 坂本悠一 「近代釜山年表 1872～1945年」 坂本・木村前掲書所収参照。

特に注目されるのは拡大する戦争において釜山釜山要塞地帯を防空都市として形成するため、緑地・風致公園地区を決定した点である。一般的に、都市内に緑地・公園を造成するのは市民に休憩空間を提供するため、また緊急の時は避難場所として活用するためである。しかし、植民地朝鮮では戦争遂行のため、防空都市としての機能を果たすためにそうした地区が造成されたのが異なる点であるといえる。1944年1月8日、朝鮮總督府告示第14号で釜山市街地計画公園及び緑地地域、風致地区を決定した。釜山市街地計画の緑地地区の面積は3,857万㎡、風致地区の面積は約4,530万㎡であった。釜山市街地計画の公園は釜山府内32所が設定され、東大新町西・大新町・瀛仙町・凡一町・釜田里などが新しく市街地計画区域内に公園地区が設定された。総面積は1,986,000㎡である³⁹。当時の釜山府の一般的な状況を見れば、日本・満州・中国の経済関係が緊密になったことにより、釜山を通過する人が激増し人口が集中していた（1941年現在281,160名）。市内の空地は住宅やその他建築物の敷地に充当されたために過密状態に陥り、市街地は隣接郊外に膨脹し田畑・山林までも宅地化されて、名勝地が破壊された状態であった。

ところで、防空に対する側面で特に注目されることは飛行機の爆撃に備えた考慮である。当時の決定理由書に「特に防空上市内に多数の空地を設置し、建築物の疎開を計画することが最も肝要であるため緑地地域・風致地区・公園などの総合的な緑地計画を樹立して所有する空地を保存することが大切である」と説明されている⁴⁰。詳細は次の〈表-6〉の通りである。

39 「釜山市街地計画緑地地域風致地区公園指定（案）議案第4号、前掲『釜山都市計画決定』p.233。朝鮮總督府告示第14号、1944年1月8日。

40 前掲『釜山都市計画決定』p.236。釜山地域は1945年4月以後大規模都市疎開と疎開空地地区が発表された。疎開地域は 東大新町西・凡一町・蓮池洞・楊町・截蠻洞などである。釜山での疎開空地指定の特徴は鉄道及び電車が連結する地点を重点指定することによって物資運搬問題と深い関連があると指摘されている。釜山の疎開に対する詳しい研究は金仁浩「1945년 부산지역의 도시소개 연구」『한국민족운동사연구』第41号、2004年参照。

〈表－6〉釜山市街地計画空地地区 (1944年現在)

番号	名称(仮称)	位置	面積	番号	名称(仮称)	位置	面積
1	大新公園	東大新町3丁目 西大新町3丁目	500,000㎡	18	大新第2公園	東大新町1丁目	1,100㎡
2	松島公園	岩南里	130,000㎡	19	大新第3公園	西大新町2丁目	4,500㎡
3	蓮池公園	蓮池里, 草呂里	160,000㎡	20	薩摩嶺公園	瀛仙町	5,500㎡
4	楊亭公園	田浦里, 楊亭里	300,000㎡	21	牧ノ島第2公園	瀛仙町	8,000㎡
5	門岨公園	門岨里	190,000㎡	22	牧ノ島第3公園	瀛仙町	2,400㎡
6	大淵公園	大淵里	160,000㎡	23	牧ノ島第4公園	瀛仙町	3,800㎡
7	大正公園	草場1丁目	20,000㎡	24	牧ノ島第5公園	瀛仙町	3,400㎡
8	瀛仙公園	瀛仙町	50,000㎡	25	竜頭公園	本町2,3丁目	10,000㎡
9	古館公園	水晶町	35,000㎡	26	香椎公園	本町5丁目	13,200㎡
10	釜田公園	田浦里, 釜田里	38,160㎡	27	瀛州公園	瀛州町, 榮町3丁目	6,300㎡
11	子城臺公園	凡一町	30,000㎡	28	榮町公園	榮町3丁目	3,100㎡
12	堂谷公園	大淵里	100,000㎡	29	凡一公園	釜田里, 凡一町	4,920㎡
13	寶水道路公園	大正公園, 中島町, 東大新町1丁目	43,000㎡	30	田浦公園	田浦里	6,070㎡
14	松島道路公園	緑町2丁目松島公園	70,000㎡	31	凡田公園	釜田里, 凡田里	2,670㎡
15	牧ノ島道路公園	瀛仙町	30,000㎡	32	田浦第2公園	田浦里	7,680㎡
16	九徳道路公園	西大新町3丁目 大新公園	45,000㎡				1,986,000㎡
17	寶水公園	寶水町2丁目	2,200㎡				

出典：「釜山市街地計画公園並びに緑地地区、風致地区の決定」『朝鮮總督府官報』第4945号, 1944年1月8日。

このように釜山府では緑地公園地区が1,986,000㎡と定められ、市街地計画緑地地域は戦闘時に大都市が攻撃目標となったとき等の有事の際には避難場所として使用するため、建築物の疎開を計画して直撃弾の命中率を低くすることとされた⁴¹。また建築物防空対策をすべて担当するための制度的な方針が設けられ、市街地計画は秘密裡に展開され市街地計画図面及び説明書はすべて回収された。戦争がさらに激化すればするほどに、市街地計画も漸次防備対策を推進

41 前掲『釜山都市計画決定』p.236。

していく計画であったことが分かる。日本本土においても戦時体制期には緑地空間は防空の為に空地に位置づけられた⁴²。

釜山においては敗戦直前まで継続して市街地計画が展開された。『官報』の告示内容のうち、最も後に出示されたものは1945年3月26日付の「總督府告示第43号」釜山市街地計画事業凡一町・釜田里各地区土地区画整理事業実施計画変更・延期についての内容である⁴³。

このように釜山には改正された市街地計画令によって、軍部隊を配置するための土地区画整理、防空のために道路を建設して、緑地・風致公園地区を決めることにより、すべての市街地を防空要塞化した。また日本と釜山を結ぶために連絡航空路を開設した。とするならば、このような釜山の市街地計画は釜山要塞地帯とどのような関連を持って推進されたのだろうか。

3) 釜山要塞地帯防衛隊・兵站部隊の増強

日・満・支の国防国土計画が実施される直前である1940年4月2日にすでに「要塞地帯法」が改訂され要塞の範囲が拡大された⁴⁴1940年7月10日には、陸軍平時編制が全面改正されて、鎮海湾要塞は防空戦備が示達された⁴⁵。この全面改定によって、防衛司令部が廃止されて、東・中・西部の各軍司令部に改編された。朝鮮軍も本令によって行動することとなり、本土防衛から防空を最も重視することになった⁴⁶。

42 東京では1933年以来レクリエーションの場所、市街地化の抑制の為に緑地を設置したが、防空法によって緑地は防空の為に空地であると定められた。市内591ヶ所の小公園も生活環境の一部ではなく高射砲陣地の配置計画へと変わった（石田頼房『日本近代都市計画の百年』自治体研究社、1987年）。

43 『朝鮮總督府官報』各年度版参照。

44 前掲『朝鮮所在重砲兵連隊史』p.35。

45 同上書、p.34。

46 太平洋戦争開始時期の朝鮮軍司令官以下の主要部隊は次の通りである。第19師団、第20師団、留守第19師団、留守第20師団、防空第42聯隊、独立高射砲第41・第45中隊、羅津要塞、鎮海湾要塞、永興湾要塞、麗水要塞、高射砲第5聯隊補充隊などである。鎮海湾要塞には鎮海湾要塞司令部、鎮海湾要塞重砲兵聯隊、防空第41聯隊、馬山陸軍病院などがある（同上書、p.36）。

釜山要塞の目的は「対馬要塞と共に対馬海峡の敵艦船妨害、日本航海艦船援護團を形成することであり、さらに敵から海上及び上空から釜山港または鎮海要塞を掩護すること」であった⁴⁷。これによって釜山沿岸の防備が次第に強化されていった。

1941年6月独ソ戦が勃発することによって、鎮海湾要塞、羅津要塞には高射砲部隊要員の臨時召集が行なわれ、要塞及び近郊都市、軍事施設の防空任務についた⁴⁸。7月9日には朝鮮海峡要塞系である下関、壱岐、対馬及び鎮海湾のそれぞれの要塞に準戦時令が下達されて、再び16日に地上防空部隊の編成下令があった。京城地区に京城防空隊が編成されて、新義州、南陽、興南及び釜山の4地区に独立高射砲それぞれ1個中隊が編成されて要塞防空隊となった。

このように釜山要塞地帯の戦略的な位置が変化することによって釜山に各種部隊が移ってくるようになった。主に1941年度に最も多くの部隊が移ってきた。まず4月に陸軍釜山軍需輸送統制部が設置されて、7月には鎮海湾要塞司令部、馬山重砲兵連隊が釜山に移った(42年7月には釜山要塞・釜山要塞重砲兵連隊に名称変更)、また釜山防空隊配備(7月)、陸軍船舶輸送司令部釜山支部設置(11月)、陸軍第169、170停車場司令部(11月)が設置された。1942年には釜山海軍在勤武官府が設置された。1943年6月には鎮海海軍警備府運輸部釜山支部が設置された⁴⁹。

そして釜山には兵站部隊が配置された。平補釜山常駐班(独立自動車第300中隊一部、同第302中隊)、釜山陸軍輸送統制部(独立自動車隊299中隊、軍需品本廠釜山出張所、兵器行政本部釜山出張所、糧秣本廠釜山出張所、被服本廠釜山出張所、衛生材料本廠釜山出張所、獣医資材本廠釜山出張所)などである⁵⁰。この他にも1944年9月現在釜山には憲兵司令部本部と分隊があり⁵¹、釜山要塞には陸軍特設警備部隊が配置されていた。

47 同上書, p.314.

48 同上書, p.35.

49 坂本悠一他前掲書「年表」参照。

50 「南朝鮮兵站関係部隊配置要図(1945年現在)」(1950年8月29日作成。防衛省防衛研究所図書館所蔵)。

51 前掲『朝鮮所在重砲兵連隊史』p.68.

〈表－7〉釜山要塞 特設警備部隊（1945年8月15日）

連番	部 隊	所在地	任務基準
1	特警415大（乙）	釜 山	沿岸警備
2	特警459大（甲）	釜 山	港湾警備
3	特警工406	海雲臺	飛行場復旧
4	特警工407	泗 川	飛行場復旧

出典：前掲『朝鮮所在重砲兵連隊史』p.68.

1944年からは連合軍の日本本土攻撃が始まると朝鮮軍は済州島で作戦を準備することになり、釜山は朝鮮海峡要塞系である下關、壱岐、対馬要塞と共に守備と防空においてさらに重要になったため、主力部隊が釜山を中心に編成された。表で示すと次の通りである。

〈表－8〉1944年以後釜山要塞の主要部隊編成

連番	設置年月	区分	設置内容	変更事項
1	1944年1月	陸軍	陸軍特設警備第459大隊配備	1944年5月第41警備大隊配備
2	1944年7月	陸軍	陸軍海雲臺飛行場開設	(独立飛行第1中隊, 45年2月独立飛行第66中隊等配備)
3	1945年1月	要塞	釜山要塞守備隊編成	
4	1945年2月	海軍	釜山海軍航空隊編成（金海）	
5	1945年2月	陸軍	陸軍釜山兵站部設置	(第37野戦勤務隊, 陸上勤務7個中隊等)
6	1945年3月	陸軍	陸軍南鮮船舶隊編成	(船舶輸送司令部釜山支部, 船舶工兵連隊等)
7	1945年3月	陸軍	陸軍釜山地区司令部設置	
8	1945年4月	陸軍	陸軍第11野戦船舶廠釜山支部設置	
9	1945年5月	海軍	釜山海軍港湾警備隊編成	
10	1945年7月	陸軍	独立混成第127旅団配備	

出典：坂本悠一前掲「近代釜山年表 1872～1945年」から作成。

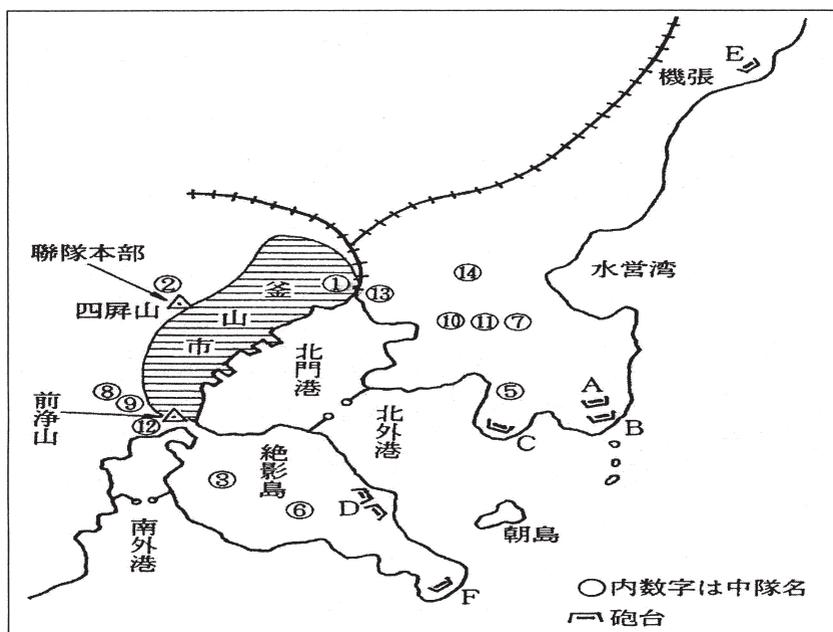
このように釜山要塞地帯が強化されたのは朝鮮自体が対ソ連戦により第二線から第一線に変わったためであり、さらに連合軍が日本本土を攻撃し始めると済州島で作戦を準備することになったために、釜山は防衛戦としての役割が増強され、兵站部隊もまた軍の生命線として何より重要視されたからである⁵²。

52 済州島作戦（一名「乙作戦準備」）については関東軍との関係を参照（『朝鮮所在重砲兵連隊史』p.p.167-180. また、より詳しくは、塚崎昌之「済州島における日本軍の「本土決戦」準備－済州島と巨大軍事地下施設」（『青丘学術論集』第22集, 2003年）参照。

このように釜山が釜山要塞地帯に変化し、軍部隊の急速な移動が可能だったことは土地区画整理を通じて整地作業が行われていたためと思われる。3～4年にわたって釜山に30余の中・大型部隊が移転するという事は常識的には考えられない。土地区画整理を施行していたからこそ非常時にこれを利用することができたと考えられる。

〈図－4〉は実際に、1940年2月高射砲聯隊本部が移転した時の状況を示したものである。この実態を見れば30余の部隊が移転するという状況がどのようなものであったか理解しやすいだろう。聯隊本部は高射砲2個大隊（大隊は6個中隊、中隊6門、計36門）、照空1個大隊（2ヶ中隊）、第4大隊は欠員、総員2,577名であった。次は聯隊本部とそれぞれの中隊の分布図の実態を示したものである。

〈図－4〉高射砲部隊分布図



出典：前掲『朝鮮所在重砲兵連隊史』p.106.

〈表－9〉高射砲部隊名

部隊名	配置場所	部隊名	配置場所
聯隊本部	四屏山		
第1中隊	北門港北側	第8中隊	前浄山北側
第2中隊	四屏山	第9中隊	前浄山北側
第3中隊	絶影島西北	第10中隊	北外港東北
第4中隊	派遣中	第11中隊	北外港東北
第5中隊	北外港東北側	第12中隊	前浄山南側
第6中隊	照空隊絶影島 中央部	第13中隊	北門港北側 (10高)
第7中隊	水営湾 西南側	第14中隊	北門航東北 (10高)

出典：前掲『朝鮮所在重砲兵連隊史』p.106.

〈写真－2〉釜山要塞重砲兵聯隊本部 将校 (1944年7月)



出典：前掲『朝鮮所在重砲兵連隊史』p.63.

上記のように、一つの聯隊が移転するとき、それぞれの地域において軍人の衣食住問題がすべて解決できうる状況でなければならない。このようなことは整地作業がすでに進行していてこそ可能であると思われる。

一方で、釜山要塞地帯の拡大と軍部隊の急激な移動などによって釜山住民は日常生活にさえ不便さをきたすことが多かった。特に日本人の場合、自分たちの家屋を軍人の宿营地として提供させられた。1940年2月現在、釜山兵站支部ではそれぞれの總代に釜山府及び東萊、海雲臺地区の軍隊宿营地を調査するように指示している。次は總代の報告による調査表である。

〈表－10〉釜山兵站支部の宿营地現況

区分	地 域	日本人総戸数	現在の宿営力 (1940年2月現在)			
			夏			
1	釜山府	11,236	夏	6,410	24,192	17,924
2			冬	5,192	14,604	11,319
3	東 萊	227	夏	175	3,225	2,419
4	海雲臺		冬	175	3,039	2,284

出典：朝鮮軍臨時兵站司令部釜山支部「釜山府内竝東萊海雲臺軍隊宿営力調査表」1940年2月, p.82.

上記の調査表には旅館はもちろん一般民間人の家屋を含んでいる。これは当時釜山に住んでいた主民の生活に多くの不便を強いた。衣食住面での負担はもちろん軍人の風紀紊乱も重なり、民間人たちは生活苦を味わうこととなった⁵³。

このように重要な役割を担う多くの部隊が釜山に移転して来たために、自然と防空が最も大きな問題として浮上することになった。このため総督府は釜山市街地計画緑地地区・風致地区・公園地区を設定することとした。なお要塞は戦闘方式の変化、すなわち航空機の発達によって限界を迎えていたため、防空部隊に防備を依存するしかなかった。釜山地区に防空部隊が配置されたのは

53 朝鮮軍臨時兵站司令部釜山支部「釜山府内竝東萊海雲臺軍隊宿営力調査表」1940年2月, p.p.71~89.

「昭和16年度動員計画」に基づき、独立高射砲第23中隊（小倉で編成）が編成され釜山要塞司令官の指揮下に入って釜山地区の防空を担当したことを嚆矢とする。これ以後に防空第41聯隊を編成したが終戦により中止となった⁵⁴。

一方、海軍の海上兵力は段々減少し、1940年に至ると事実上海軍は無力になった。海軍は防空政策と共に積極的な作戦とするため釜山海雲臺に飛行場を建設した⁵⁵。釜山の市街地計画を土台とし、防空都市を建設するために日本政府が積極的に参加したということは1944年軍需省航空兵器總局において釜山海雲臺飛行基地を始めとして全国に航空基地を立てたという点からも確認できる⁵⁶。

第十七方面軍司令官は海軍と陸軍を統一的に指揮することができることとなり、海軍航空部隊は所在地野戦師団長及び管区司令官の指揮下に入るようになった。ただ釜山要塞の水上作戦権は鎮海警備司令部の指揮を受けることとした⁵⁷。陸軍も釜山近郊の金海に航空基地を建設した。

このように釜山は要塞地帯の活発な基盤施設確保と戦略的な位置上の重要性によって米軍の攻撃対象となった。1943年4月には釜山地域に警戒警報が発令された。1945年5月には釜山に米軍機が空襲、1945年7月には米軍が釜山港に機雷を投下して甚大な被害を被った。結局日本の無条件降伏によって朝鮮は1945年8月日本の植民地支配から解放されたが、同9月には米占領軍が釜山に進駐し、朝鮮はまた軍政期に入ることとなった。

54 『朝鮮所在重砲兵連隊史』 p.107.

55 同じ件で、これより4カ月前である昭和15年7月23日、朝鮮總督の南次郎は内閣総理の裁可を受けた。(内秘第61号)。(公文類聚 第64編、昭和15年、第116巻、地理 土地 森林 都市計画 警察) 昭和15年11月29日(拓甲 272号)

56 軍需省航空兵器總局「昭和19年度 朝鮮地区飛行場圖面」1944年(防衛省防衛研究所図書館所蔵)。

57 海軍の陸上施設中重要なものは次の通りである。航空基地(濟州島、迎日、釜山、光州、平澤、元山、襄津、麗水(水上)各飛行場)、海軍根拠地(鎮海、羅津、木浦)、燃料倉庫(平壤、サドン)、武官府(京城、釜山、清津)等である(前掲『朝鮮所在重砲兵連隊史』 p.180)。

5. おわりに

以上見てきたように、1934年、朝鮮市街地計画令によって推進され始めた釜山の市街地計画は1937年から具体化し始めた。朝鮮總督府は優先的に釜山要塞地帯とほぼ同範囲を市街地計画区域に定めた。また軍事的な道路を最も緊急に推進されるべき課題と認識した。釜山の市街地計画は旧都心も含まれていたがその推進は土地収容問題のため、ほとんどは副都心を中心に推進された。これによって不良住宅地区朝鮮人は自身たちが生活していた場所から追い出されることとなり、深刻な住宅難に陥った。

どの国でも、都市計画を実施する際には、外郭の不良住宅を撤去するため、その地域の住民が追い出されるといった問題が生じる。しかし特に植民地釜山の場合は、その対象の住民がほとんど朝鮮人であるという面で民族的な差別の論理に従って計画は遂行された。そのことこそが、朝鮮市街地計画の植民地性なのである。

1940年には、対米開戦の準備など戦線拡大により、朝鮮の市街地計画もその性格が大きく変化した。日本は戦争を遂行するために、いわゆる「大東亜共栄圏」を目標にして国防国土計画を極秘のうちに推進させた。しかし本国内の国土計画政策は統一的に推進することはできず、暫定措置に止まった。

しかしながら植民地朝鮮においては軍事的な緊急性のため国土計画の一環として市街地計画がさらに拡大補強された。その法律的な基盤は朝鮮市街地計画令の改定であった(1940年11月29日)。市街地計画改定諸令案は朝鮮總督の要請により本国内閣で各省大臣による検討により決裁を受けた。主要なポイントは「防空」と「保安」政策を特に強化されたという点であった。これを後押しする為に改正された諸令は朝鮮總督が必要によって府邑面會議の意志決定なしに独断的に市街地計画区域を拡張し、土地区画整理地区を拡大することができるようにしたのである。また、民間組合による施行は事実上遮断された。この点は日本本土と異なり、市街地計画の植民地性と思われる。

總督府は釜山市街地計画区域を東萊、金海地域まで含めることによって釜山圏を拡大した。これにより朝鮮古来の都市ではない新しい防空都市釜山府を中心に生活圏が再編されることになった。

土地区画整理地区も拡大・変更され、釜山要塞地帯に移転された多くの軍隊を駐屯させるため、凡一地区を急ぎ整理した。道路網建設方向も戡蠻・松島・子城臺付近など旧都心周辺道路を整備することにより海雲臺・東萊・金海等大陸に連結する防空道路建設を拡大させた。加えて緑地・風致公園地区を定めることによって釜山府全体を防空都市化した。

總督府のこのような措置は情勢の変化と軍部の再編と密接な関連を持っている。釜山要塞地帯は朝鮮海峡要塞系である下關・宓岐・対馬要塞と共に守備と防空面においてさらに戦略的に重要になり、主力部隊が釜山を中心に編成された。鎮海湾要塞司令部をはじめとする主力部隊、兵站部隊、航空部隊など総30余部隊が移転した。軍隊が駐屯して軍隊宿営地が大々的に形成されていった。このため、朝鮮人だけではなく日本人は衣食住の提供だけではなく、軍人の風紀紊乱による問題にさらされることになった。釜山市街地計画区域面積は1960年代を目途に、8千4百万坪を予定していた。日本の敗戦後、この市街地計画は世界冷戦体制下で発生した朝鮮戦争の影響で継続推進された。

釜山の市街地計画は1937年から1960年までを対象に8万4千坪確保を目標にして計画したが、1945年日本の敗戦によって中止された計画である。この市街地計画の目的は日本帝国の対中国・南洋侵略戦争のための大陸兵站基地をつくるためのものであった。特にアジア太平洋戦争への突入により、市街地計画は日本と朝鮮の防衛体制を備える軍事的都市計画へ急激に変質した。釜山都市計画は釜山要塞地帯と脈略を共にして実施された。このため朝鮮総督は市街地計画の施行する際に、府邑面の協議をなしに、民間組合の建設参加を遮断しながら開発独裁を展開した。

このため、市街地計画は軍事的に緊急に必要な部分を中心に推進し、住民は非常に深刻な住宅難に巻き込まれた。また軍隊宿営地を提供し始めてからは、

非常に苦しい生活を強要された。さらに朝鮮人は戦争の名目で市街地土地地区域整理のため土木工事に動員されたり、市街地での生活圏を剥奪されるなど、二重三重の苦勞を強いられた。朝鮮で推進された都市開発は、一般的な都市計画が住民の幸福増進と健全な生活を送るのを補助するために推進されるのに反し、植民地主義に貫かれた都市開発というまったく異なる性格を持っていたのである。

このようにして、1876年朝鮮に進出するために作られた拠点都市釜山港の日本専管居留地11万坪は、再度中国大陸と南洋進出のため8千4百万坪の対防空都市へと変化していった。

